

東大阪市子どもを虐待から守る条例の仕組み



基本理念(第3条)



1. 子ども虐待の禁止
2. 虐待かどうかの判断は子どもの人権を守る観点から行う
3. 虐待への対応は子どもの最善の利益を考慮して行う
4. すべての子どもの権利を尊重し、虐待のない社会の形成に取り組む

責務(第4条～第6条)



市



市民



保護者

子ども虐待の予防・早期発見に向けた取組み (第7条～第10条)

- ・虐待防止ネットワークの強化



虐待を受けた子ども・保護者のケア (第11条～第13条)

- ・子ども、保護者への支援



その他基本的施策(第14条～第15条)

- ・子ども虐待防止月間(毎年11月)
- ・子ども虐待の状況の公表

